

新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱

平成 17 年 10 月 12 日施行
平成 18 年 4 月 1 日施行
平成 20 年 12 月 1 日施行
平成 28 年 3 月 23 日施行
令和 元年 5 月 1 日施行
令和 3 年 4 月 1 日施行
令和 4 年 2 月 9 日施行
令和 4 年 4 月 1 日施行
令和 7 年 3 月 27 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、県を退職する職員が、県以外の団体（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除く。以下同じ。）に再就職する場合の公正なルールを定めることにより、厳正かつ公正な県行政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職者 知事部局に勤務していた職員（任期付職員を除く。）で退職した者をいう。
- (2) 退職予定者 退職を予定している知事部局の職員（任期付職員を除く。）をいう。
- (3) 民間企業 公益性を有する公社、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人等の法人及び公共性を有する県出資の営利企業を除く営利企業をいう。
- (4) 役員 取締役、監査役、業務を執行する社員、理事その他人事院規則 14-8 を準用する者をいう。
- (5) 職務と利害関係にある民間企業 以下のいずれかに該当する民間企業をいう。
 - ア 許認可等を受けて事業を行い、又は行おうとしている民間企業
 - イ 補助金等の交付を受けて交付対象事業を行い、又は行おうとしている民間企業
 - ウ 立入検査、監査若しくは監察を受け、又は受けようとしている民間企業
 - エ 不利益処分をする場合の名宛て人となるべき民間企業
 - オ 法令の規定に基づく行政指導を現に受けている民間企業
 - カ 契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結し、又は契約の申込みをしようとしている民間企業
 - キ 司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査を受けている民間企業

(再就職に関する自粛)

第3条 退職者は、次に掲げる事項について自粛するものとする。

- (1) 退職後2年間、民間企業の役員の地位に就くこと。
- (2) 退職後2年間、退職前5年間に担当していた職務と利害関係にある民間企業の地位に就くこと(課長級以上の職員であった者(役職定年及び希望降任により、退職時点では課長補佐級以下の職員(以下「役職定年者等」という。)を含む。)に限る。)。ただし、退職前に別記第1号様式により総務部長に申請し、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として承認を得た場合は、この限りでない。

公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合とは、以下のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合をいう。

ア 当該民間企業との間で職務として携わる事務について、関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合

イ 高度の専門的な知識経験を有する職員が、当該知識経験を必要とする民間企業からの依頼を受けて再就職しようとする場合(職員が当該民間企業に対し、特に密接な利害関係(現に検査等を行っている又は行おうとしている場合、不利益処分をしようとしている場合)にある場合を除く。)

ウ 当該民間企業を経営する親族からの要請に応じ、当該民間企業又はその子法人の地位に就く場合(職員が当該民間企業に対し、特に密接な利害関係(現に検査等を行っている又は行おうとしている場合、不利益処分をしようとしている場合)にある場合を除く。)

エ 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

- (3) 電力会社(電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める一般電気事業者及び卸電気事業者をいう。)の地位に就くこと(原子力安全行政を所管する部署の管理職経験を有する、課長級以上の職員であった者(役職定年者を含む。)に限る。))。

(誓約書の提出及び確認)

第4条 県以外の団体に再就職をしようとする退職予定者は、総務部長に対し、地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「法」という。)、職員の退職管理に関する条例(平成27年新潟県条例第54号)(以下「条例」という。)及びこの要綱を遵守する旨の誓約書を別記第2号様式により事前に提出するとともに、総務部長の確認を受けなければならない(前条第2号の承認を得た場合を除く。)

(県の責務)

第5条 県は、県以外の団体に再就職しようとする退職予定者に対し、法、条例及びこの要綱の規定について十分に説明し、指導及び徹底を図るものとする。

(県以外の団体に対する説明等)

第6条 県は、退職者を採用しようとする県以外の団体に対し、法、条例及びこの要綱の趣旨を十分に説明するとともに、遵守するよう協力を要請し、徹底を図るものとする。

(再就職状況の公表)

第7条 職員の再就職に関する透明性の確保のため、退職者のうち課長級以上の職員であった者(役職定年者等を含む。)については、氏名、退職時の職名、再就職先及び再就職先における地位等について公表を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、再就職の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

(関係通知の廃止)

- 2 「職員の再就職の取扱いについて」(平成14年11月28日人第522号副知事通知)及び「職員の再就職の取扱いについて」(平成19年2月14日人第594号総務管理部長通知)は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成17年10月12日から施行し、平成17年度末の退職者から適用する。

(関係通知の廃止)

- 2 「再就職の取扱いについて」(平成6年1月5日人第759号副知事通知)及び「職

員の再就職の具体的取扱いについて」(平成6年1月5日人第759号の2総務部長通知)は、平成17年10月12日限り廃止する。